

時間	講義項目
9:40 ~ 11:10	<p>経営分析にみる経営困難シナリオと改善・破綻への支援施策 ~ 最近のケースを踏まえての経営指導と対応指針 ~</p> <p style="text-align: right;">日本私立学校振興・共済事業団 山本 雅淑</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経営分析から見る経営困難のシナリオ <ol style="list-style-type: none"> (1) 今、私立大学・短期大学の財務は (2) モニタリング手法による経営困難度分析 (3) 再生と破綻の分水嶺 2. 経営困難・破綻への支援施策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 文部科学省の経営困難対応方針 (2) 私学事業団の経営困難対応方針 3. 合併(M&A)等の仲介とは <ol style="list-style-type: none"> (1) 吸収合併、設置者変更等の形態 (2) 近年における経営破綻、吸収合併の事例 (3) 合併等仲介のスキームとその必要性 <p style="text-align: right;">質疑応答</p>
11:20 ~ 12:50	<p>経営破綻のプロセス・実態と事業再生シナリオ</p> <p style="text-align: right;">弁護士 吉野正三郎</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経営破綻とその処理方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) わが国の法制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 倒産五法の意義 ・ 再建型と清算型の手続の区別 ・ 私的整理と法的手続の区別 (2) 企業再生の方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 私的整理による再生 ・ 民事再生手続による再生 ・ 会社更生手続による再生 2. 学校法人の経営破綻とその再生 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校法人の経営破綻の特殊性 (2) 法的手続による再生 <ul style="list-style-type: none"> 民事再生法の活用 (3) 私的整理手続による再生 <ul style="list-style-type: none"> 私的整理のガイドライン (4) 学校法人統合(合併)による再生 <p style="text-align: right;">質疑応答</p>
<p>昼 食</p>	
13:50 ~ 15:00	<p>〔現地報告〕東北文化学園大学事件の取材から ~ 倒産から民事再生へ / 理事・債権者・教職員・学生たちの“試練”は続く ~</p> <p style="text-align: right;">河北新報社 藤田 杏奴</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経営危機から民事再生申請へ <ol style="list-style-type: none"> (1) 理事・経営陣 (2) 教職員 (3) 学生 (4) 行政・債権者 2. 大学運営法人の民事再生 ~ その難しさ <ol style="list-style-type: none"> (1) 民事再生のスキーム (2) 民事再生を支えたもの 3. 再建へ ~ 残る課題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学生確保 (2) 信頼回復 4. その他 ~ 地域社会と大学をめぐって ~ <p style="text-align: right;">質疑応答</p>
15:10 ~ 16:50	<p>〔廃校・転学〕広島安芸女子大学(2000年~2001年) 立志館大学(2002年)の経営破綻と呉大学の支援</p> <p style="text-align: right;">広島文化学園 坂田 正二</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経営破綻しても直ちに解散できない学校法人の宿命意義 2. 文部科学省の的確な指導の転換 3. 両大学の法人及び両大学の教授会の的確な対応 4. 教訓 <ol style="list-style-type: none"> (1) それぞれの私学にはそれぞれの私学にふさわしい教育の独自性が求められる (2) 無謀な設置による無理な経営は避けるべきである(設置のタイミングを誤った) (3) 私学の設置や廃止は「自主性」に基づくという自由競争の原理による私学経営がやっと始まった(2005.4.1より) (4) 次の段階として自由競争の中での品質保証のために、認証評価機構による第三者評価というシステムが必要になってきた。このことを改めて明白に認識する必要がある。 <p style="text-align: right;">質疑応答</p>